

③ 介護報酬の解釈 3 Q A 法令編

【法令編】 I-(7)支給限度額対象外の費用【P798】について、下記のとおり修正します（介護保険法施行規則第 68 条第 3 項及び第 87 条第 3 項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額：平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 38 号／修正箇所のみ抜粋掲載）。 ※【 】内は 3 Q A 法令編での掲載ページ数

介護保険法施行規則第 68 条第 3 項及び第 87 条第 3 項に規定する 厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額〔抄〕

(平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 38 号／最終改正；令和 4 年 4 月 14 日厚生労働省告示第 161 号)

※10 月施行となる令和 4 年改定による見直し部分を抜粋し、改正箇所を下線を付しています

- 一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費のイからハまでの注 10 から注 13 まで及びトからリまでの規定による加算又は減算に係る費用の額
- 二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費のイの注 4 から注 7 まで及びニからトまでの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防訪問入浴介護費のイの注 4 から注 7 まで及びニからトまでの規定による加算又は減算に係る費用の額
- 五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費のイからハまでの注 3，注 7，注 21 及びニからトまでの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費のロ又はハを算定している場合において、ロ又はハの規定による費用の額（イからハまでの注 1 のただし書に該当する場合又はイからハまでの注 2 若しくは注 5 を算定している場合にあつては、これらの規定による費用の額）からイの規定による費用の額（イからハまでの注 1 のただし書に該当する場合又はイからハまでの注 2 若しくは注 5 を算定している場合にあつては、これらの規定による費用の額）を差し引いた額
- 六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費のイからハまでの注 2，注 6，注 21 及びホからチまでの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費のロ又はハを算定している場合において、ロ又はハの規定による費用の額（イからハまでの注 1 のただし書に該当する場合にあつては、この規定による費用の額）からイの規定による費用の額（イからハまでの注 1 のただし書に該当する場合にあつては、この規定による費用の額）を差し引いた額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費のイの注 2，注 7 及びヌからロまでの規定による加算又は減算に係る費用の額
- 七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のヘからリまでの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のホからチまでの規定による加算に係る費用の額
- 八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注 16，イ(7)，ロ(8)，ハ(6)，ニ(6)並びにホ(9)及びビ(12)に係る費用の額並びにイ(8)から(11)まで，ロ(9)から(12)まで，ハ(7)から(10)まで，ニ(7)から(10)まで及びホ(13)から(16)までの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注 12，イ(6)，ロ(7)，ハ(5)，ニ(5)，ホ(8)及び(10)に係る費用の額並びにイ(7)から(10)まで，ロ(8)から(11)まで，ハ(6)から(9)まで，ニ(6)から(9)まで及びホ(11)から(14)までの規定による加算に係る費用の額
- 九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費のトからヌまでの規定による加算に係る費用の額及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防特定施設入居者生活介護費のニからトまでの規定による加算に係る費用の額
- 十一 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のイ及びロの注 5 から注 11 まで並びにホ及びチからルまでの規定による加算又は減算に係る費用の額
- 十二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費のイ及びロの注 3 から注 6 まで並

びにニからトまでの規定による加算又は減算に係る費用の額

十二の二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費のイ及びロの注5、注9及び注24並びにハからヘまでの規定による加算又は減算に係る費用の額

十三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費のイ及びロの注3、注5及び注17並びにハからヘまでの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費のイ及びロの注3、注5及び注16並びにハからヘまでの規定による加算又は減算に係る費用の額

十四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費のイ及びロの注7から注9まで、リ、ヌ及びカからレまでの規定による加算に係る費用の額並びに指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費のイ(2)を算定している場合において、イ(2)の規定による費用の額（イ及びロの注2のただし書に該当する場合又はイ及びロの注4を算定している場合にあつては、これらの規定による費用の額）からイ(1)の規定による費用の額（イ及びロの注1のただし書に該当する場合又はイ及びロの注4を算定している場合にあつては、これらの規定による費用の額）を差し引いた額並びに指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防小規模多機能型居宅介護費のイ及びロの注7から注9まで、ヘ及びヌからワまでの規定による加算に係る費用の額並びに指定地

域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防小規模多機能型居宅介護費のイ(2)を算定している場合において、イ(2)の規定による費用の額（イ及びロの注2のただし書に該当する場合又はイ及びロの注4を算定している場合にあつては、これらの規定による費用の額）からイ(1)の規定による費用の額（イ及びロの注1のただし書に該当する場合又はイ及びロの注4を算定している場合にあつては、これらの規定による費用の額）を差し引いた額

十五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費のヲからユまでの規定による加算に係る費用の額及び指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型共同生活介護費のルからカまでの規定による加算に係る費用の額

十六 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型特定施設入居者生活介護費のトからヌまでの規定による加算に係る費用の額

十七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のイ及びロの注6から注8まで並びにヲからレまで及びナからウまでの規定による加算に係る費用の額並びに指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のイ(2)を算定している場合において、イ(2)の規定による費用の額（イ及びロの注2のただし書に該当する場合又は注4を算定している場合にあつては、これらの規定による費用の額）からイ(1)の規定による費用の額（イ及びロの注1のただし書に該当する場合又はイ及びロの注4を算定している場合にあつては、これらの規定による費用の額）を差し引いた額